

令和6年度

八戸市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会

日 時 令和6年12月25日（水）10時

場 所 八戸市庁本館3階 議会第二委員会室

次 第

1 開 会

2 副専門分科会長あいさつ

3 議 事

○専門分科会長の選出について

○民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて

4 閉 会

## 民生委員審査専門分科会 委員一覧

任期：令和4年6月28日～令和7年6月27日  
 （中途就任者は所属団体下に就任日を記載）

◎専門分科会長：欠                      ○副専門分科会長：中嶋 幸一郎

区分	所属団体・役職	氏名
市議会の議員	八戸市議会議員 民生環境常任委員会委員長 (R5.6.9委嘱)	なかむら ますのり 中村 益則
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	まやま みちよ 間山 路代
	八戸地区介護保険事業者協会 理事	なかや みゆき 中谷 美由紀
学識経験者	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 学部長・学 科長・教授	よしだ もりみ 吉田 守実
	八戸市小学校長会	よしだ ともこ 吉田 朝子
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長 (R4.12.20委嘱)	なかじま こういちろう 中嶋 幸一郎

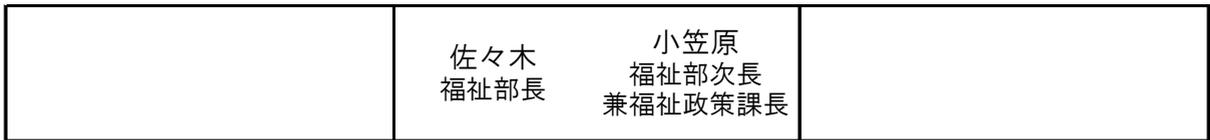
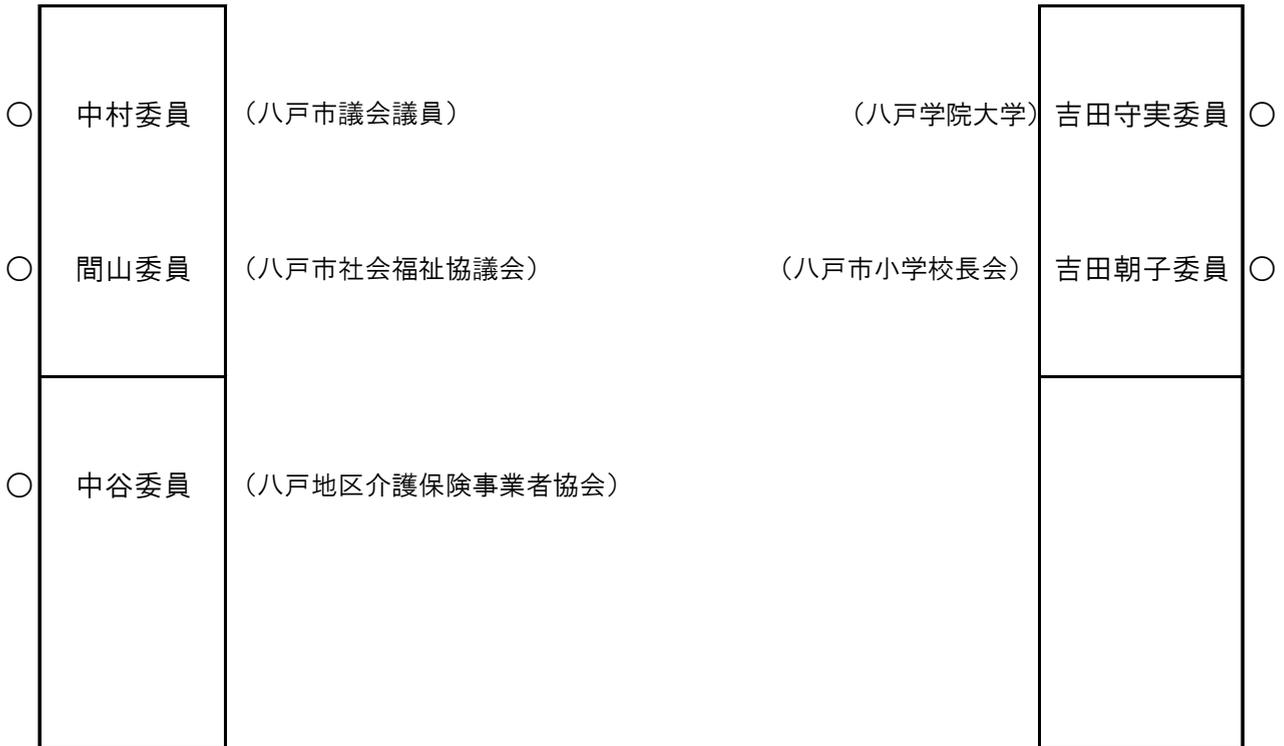
# 令和6年度 八戸市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会 席図

日時：令和6年12月25日（水） 10時00分

場所：八戸市庁本館3階 議会第二委員会室



(八戸市民生委員児童委員協議会)



○ ○



○ ○ ○ ○ ○ ○



○ ○ ○ ○ ○



## 民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直し

### 1 これまでの経過

- ・原則、3年毎の一斉改選に合わせ、各地区の実情を踏まえて定数及び区域割の見直しを実施

平成 28 年 12 月 1 日 定数 509 人

平成 30 年 3 月 16 日 定数 523 人（臨時）

令和 元年 12 月 1 日 定数 530 人

令和 4 年 12 月 1 日 定数 537 人

- ・令和 7 年 12 月の一斉改選に向け、各地区民児協等から意見聴取（7 月～10 月）  
増員希望 1 地区 1 人 減員希望 なし 計 1 人増員

### 2 市の方針

八戸市民生委員・児童委員の定数及び民生委員協議会の区域に関する指針

○一般基準

170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 1 人

○特別基準

山間へき地等の地理的条件又は過疎過密及び世帯の構成等の社会的経済的条件等を考慮して算出

### 3 変更案

- ・各地区民生委員児童委員協議会からの希望を反映させ、定数を 538 人とする。  
理由…上記の指針に合致するため

※区域割についての変更はなし

---

#### （参考）今後の予定

- ・令和 7 年 3 月 八戸市民生委員定数条例改正（市議会 3 月定例会）
- ・令和 7 年 6 月 各町内会長へ民生委員の推薦を依頼
- ・令和 7 年 12 月 委嘱辞令交付

## 定数の増減希望内訳

## ○区域担当

## 増員

地区	町内	世帯数	民生委員数
館	一日市(櫛引宿舎含む)	370世帯	1人⇒2人

※世帯数はR6. 3. 31時点

## 減員

なし

## ○主任児童委員

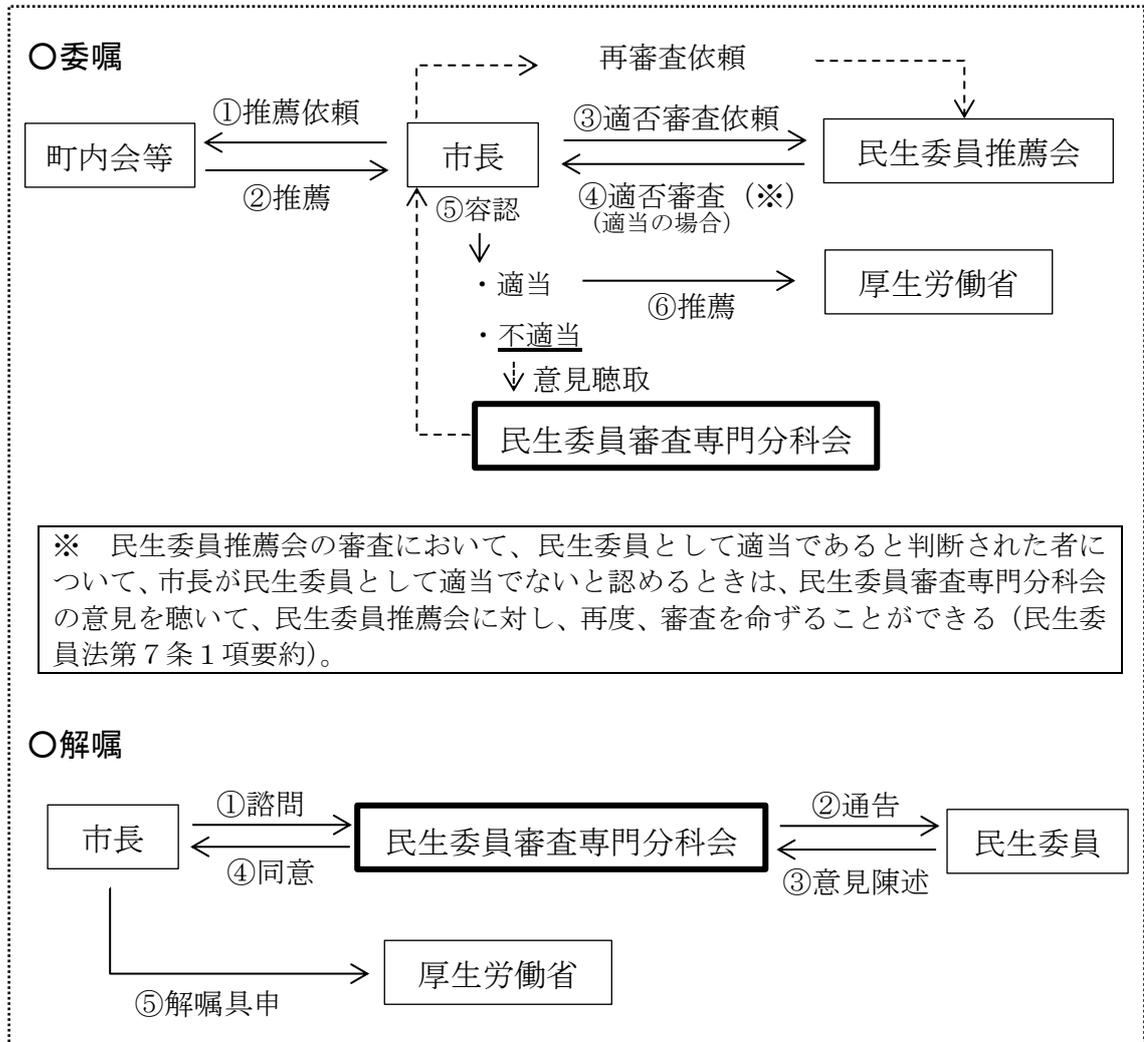
なし

## 民生委員審査専門分科会の職務と運営方法

### 1. 民生委員審査専門分科会の職務

#### 職務 1…民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議

(民生委員・児童委員の一斉改選時、欠員補充時など)



#### 職務 2…その他民生委員・児童委員に係る重要な事項に関する調査審議

**今回**

(民生委員・児童委員の定数・区域割の見直し時など)

### 2. 民生委員審査専門分科会の運営方法

- ① 会議の決議は、これをもって八戸市健康福祉審議会の決議とする。
- ② 会議は、原則として公開するが、民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う場合は、八戸市附属機関の会議の公開等に関する取扱い（平成20年4月1日実施）に基づき、非公開とする。
- ③ 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- ④ 民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う場合、会議における発言の要旨は、会議録として記録するが公開しない。
- ⑤ 会議は、事案発生時に適宜開催するものとする。

事務連絡  
令和 6 年 12 月 19 日

都道府県  
各 指定都市 民生委員・児童委員主管課 御中  
中核市

こども家庭庁成育局成育環境課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

### 次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について

次期民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の一斉改選については、令和 7 年 12 月 1 日に行うこととしていますが、当該一斉改選に向け、下記の点にご留意いただき、管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条に規定する厚生労働大臣の定める基準については、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成 25 年 7 月 8 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定める基準を参酌すること。  
なお、今般の一斉改選に際して当該基準の変更はないこと。
2. 民生委員及び主任児童委員の活動に支障が生じることのないよう、定数を設定するに当たっては、管内人口や面積、移動に要する時間や距離を含む地理的条件、世帯数の増減及び世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対する住民視点に立った活動が適切に行われるよう地域の実情を踏まえたものとする。
3. 平成 26 年 4 月 1 日より、民生委員の定数は都道府県、指定都市又は中核市の条例により定めるものとされていることから、定数の設定に当たっては、管内市区町村の意見を聴取した上で、必要な手続を行うこと。  
また、その際、民生委員の活動実態や活動環境を的確に反映する観点から、併せて、民生委員協議会等当事者の意見を聴取するよう努めること。
4. 民生委員法第 5 条に規定する民生委員推薦会の設置に当たっては、多様な委員構成の確保に努めること。併せて、「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 7 月 8 日付け改正厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定める地域の実態により精通している推薦準備会を必要に応じて有効活用すること。
5. 民生委員の推薦に当たっては、地域によっては自治会等の地縁組織による推薦が困難な場合もあることから、社会福祉協議会を始めとした地域に根ざした社会福祉事業を営む法人など、多様な推薦母体やボランティア活動に従事する地域住民に候補者推薦の働

きかけを行うなど、行政機関としても推薦プロセスの過程において、主体的に関与すること。

6. 年齢要件については、「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）等において、
- ・ 民生委員については、75歳未満の者を選任するよう努めること
  - ・ 主任児童委員については、55歳未満の者を選出するよう努めること
- を定めているが、併せて地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能である旨を定めているので、民生委員や主任児童委員の選任に当たって、この年齢要件により難しい場合には、年齢要件によらず、人格識見や活動時間の確保可能性等を勘案して、選任することも可能であること。

**【連絡先】**

厚生労働省社会・援護局地域福祉課予算係

電話：03-5253-1111（内線）2857

E-mail：chiiki-yosan@mhlw.go.jp

八戸市民生委員・児童委員の定数及び民生委員協議会の  
区域に関する指針

民生委員・児童委員の定数及び民生委員法第20条に規定する民生委員協議会（以下「地区民児協」という。）の区域（以下「地区」という。）については、民生委員法（昭和23年法第198号）及び「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成25年7月8日付け雇児発0708第9号、社援発0708第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同省社会・援護局長連名通知）に定めるもののほか、次により取り扱う。

1 民生委員・児童委員の定数について

民生委員法第4条第1項の規定に基づき定める民生委員・児童委員の定数は、主任児童委員を除く民生委員・児童委員（以下「民生委員・児童委員」という。）については、一般基準のアにより定め、主任児童委員については、一般基準のイにより定める。

なお、特別な事情がある場合は特別基準を勘案し、地区民児協の意見を聴くことができる。

（1）一般基準

ア．民生委員・児童委員配置基準

170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに  
民生委員・児童委員 1 人

イ．主任児童委員配置基準

地区民児協の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

ただし、定数9人以下の地区民児協については、当分の間定数1人とする。

（2）特別基準

山間へき地等の地理的条件又は過疎過密及び世帯の構成等の社会的経済的条件等を考慮して算出する。

## 2 地区について

地区については、1地区につき民生委員・児童委員数20人を基準とし、学区、自治組織の区域及び地区社会福祉協議会の区域等を勘案し定める。

## 3 定数及び地区の改定について

定数及び地区の改定は、3年ごとに実施される一斉改選の際に行うこととし、次によるものとする。

- (1) 定数に関する地区民児協の意見は、民生委員・児童委員（主任児童委員）定数協議書（別記第1号様式）により市長に提出する。
- (2) 協議書の提出期限は、別に市が指示する時期とする。

## 附 則

この指針は、平成29年1月1日から実施する。